

第二庁舎（危機管理センター）基本設計及び発注者支援業務

公募型プロポーザル説明書

1. 主旨

本説明書は、第二庁舎（危機管理センター）に係る基本設計及び発注者支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、最も適切な者を当該業務の委託先候補として特定するための手続き等について必要な事項を記載したものです。

2. 第二庁舎（危機管理センター）の概要

(1) 計画地

- | | |
|---------|---|
| ① 敷地の位置 | 西宮市六湛寺町 50 番 1, 51 番 1 |
| ② 敷地面積 | 2,460.93m ² （道路セットバック後；2,436.07 m ² ） |
| ③ 地域地区 | 近隣商業地域、高度利用地区（六湛寺東第二地区）、
第 7・10 種高度地区、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区 |
| ④ 建蔽率 | 70%（高度利用地区による） |
| ⑤ 容積率 | 400%（庁舎等に類するものは 600%まで可／高度利用地区による） |

(2) 事業手法

基本設計先行型の設計・施工一括発注方式

※詳細は別紙（2016.11 第二庁舎（危機管理センター）整備事業 基本計画）参照

3. 業務の概要

(1) 業務名

第二庁舎（危機管理センター）基本設計及び発注者支援業務

(2) 業務内容／詳細は別紙業務仕様書（案）参照

① 基本設計業務

- 1) 第二庁舎及び本庁舎との地下連絡通路に係る基本設計
- 2) 計画地内の教育委員会庁舎及び西宮区検察庁跡施設（以下「既存建物等」という。）に係る解体費の試算
- 3) 下記②の発注者支援業務全般への技術的支援・助言
- 4) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例に基づく開発事業概要書作成及び提出
- 5) その他（説明用資料の作成等）

② 実施設計業務・建設工事の一括発注に係る発注者支援業務

- 1) 実施方針の策定及び公表に関する支援
- 2) 入札公告書類の作成及び公表に関する支援

- 3) 応募事業者の評価・事業者選定及び公表に関する支援
- 4) 経済性の試算等に関する支援（市場調査を含む）
- 5) 契約締結等に関する支援
- 6) その他（事業の円滑な推進に関する支援・助言等）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まで

(4) 委託上限金額

62,000 千円（税込）

(5) 支払方法

業務完了後一括払い

4. プロポーザルの参加資格要件

(1) 単体企業の場合

次のすべての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 平成 28 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ③ 参加表明書の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑦ 平成 18 年 4 月以降に契約履行が完了した、同種又は類似業務を元請として受注した実績があること。なお、参加資格要件における同種又は類似業務は次のとおりとする。

1) 同種業務

延床面積（建築物の各階の床面積の合計。以下同じ。）3,000 m²以上かつ免震構造の国又は地方公共団体の庁舎（以下「庁舎」という。）の新築・増築・改築の基本設計又は実施設計業務

※この場合において「庁舎」とは、国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（執務室及び窓口を主としたもの）とする。

※また、増築・改築の場合は、当該増築・改築部分の床面積が 3,000 m²以上である建築物の基本設計又は実施設計業務とする（以下同じ）。

2) 類似業務

延床面積 3,000 m²以上かつ免震構造の公共施設（前記 1）の庁舎を除く。）又は民間の事務所ビルの新築・増築・改築の基本設計又は実施設計業務

- ⑧ 平成 18 年 4 月以降に契約履行が完了した、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく PFI 事業若しくは設計・施工一括発注方式による設計業務・建設工事に係る発注者支援業務又はコンストラクションマネジャー（日本コンストラクションマネジメント協会の認定コンストラクションマネジャーの資格を有する者）を配置して行う公共建築物の整備に係るマネジメント業務（発注者と設計・施工の受注者との間に入り、発注者の側において業務支援等を行ったもの（CM 業務）とし、単に設計監修業務、工事監理業務を行ったものは除く。）を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があること。

(2) 共同企業体の場合

次のすべての要件を満たすこと。

- ⑨ 構成員は、他の共同企業体の構成員又は他の単体企業を兼ねていないこと。
- ⑩ 構成員の出資比率は、それぞれ 20%以上であること。
- ⑪ 基本設計業務を担当する企業（以下「設計企業」という。）は、2 者以下であること。
- ⑫ 発注者支援業務を担当する企業（以下「発注者支援企業」という。）は、1 者であること。
- ⑬ 代表企業は、単体の設計企業又は 2 者による設計企業のうち出資割合が大きい方の企業（以下「主たる設計企業」という。）であること。
- ⑭ 構成員のすべてが、前記①～⑤の要件をすべて満たすこと。
- ⑮ 設計企業にあつては、構成員のすべてが、前記⑥、⑦の要件をともに満たすこと。ただし、本店（本社）の所在地が西宮市内にある設計企業が主たる設計企業以外の者に該当する場合は、前記⑦の「3,000 m²以上かつ免震構造」を「3,000 m²以上」と読み替えるものとする。
- ⑯ 発注者支援企業にあつては、前記⑧の要件を満たすこと。

(3) 参加資格の確認基準日

前記(1) 又は(2)の参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

5. 業務にあたっての留意事項

- (1) 別紙の業務仕様書（案）に定める業務内容について、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 前記 3 の(2). ①. 1)の基本設計は、平成 29 年 8 月末までに終えることとし、同年 6 月中旬までに実施設計業務・建設工事の一括発注に係る実施方針とあわせて基本設計概要説明書を提出すること。

6. スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始	平成 28 年 12 月 20 日 (火)	HP 公開
② 質問書の提出期限	12 月 27 日 (火)	17 時 30 分まで
③ 質問書への回答	平成 29 年 1 月 6 日 (金)	HP 公開
④ 参加表明書等の提出期限	1 月 17 日 (火)	17 時 30 分まで
⑤ 第 1 次評価：書類選考	1 月 20 日 (金) まで	上位 5 者
⑥ 委託先候補の選定結果通知	1 月 23 日 (月)	
⑦ 企画提案書等の提出期限	2 月 7 日 (火)	17 時 30 分まで
⑧ 第 2 次評価：ヒアリング	2 月 14 日 (火)	委託先候補 1 者を特定
⑨ 委託先候補の特定結果通知	2 月 16 日 (木)	
⑩ 契約締結	3 月初旬 (予定)	

7. プロポーザル手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第 8 号）に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出してください。

① 提出期限

平成 28 年 12 月 27 日 (火) 17 時 30 分まで (必着)

② 提出方法

電子メール (saihaichi@nishi.or.jp) にて担当部署 (西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課) へ提出してください。電話や訪問等による質問には一切応じません。なお、質問書を提出したときは、事故防止のため必ず電話で提出した旨の連絡をしてください。

③ 回答方法

平成 29 年 1 月 6 日 (金) までに、質問及び回答をとりまとめたものをホームページで公開します。なお、質問への回答内容については、本説明書の追加又は修正事項とします。

(2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出

参加表明書等及び企画提案書等は、以下により提出してください。

① 提出期限

参加表明書等：平成 29 年 1 月 17 日 (火) 17 時 30 分まで (必着)

企画提案書等：平成 29 年 2 月 7 日 (火) 17 時 30 分まで (必着)

※提出期限を過ぎたものは受け付けません。

② 提出場所

西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課（本庁舎 4 階）

③ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く 9 時から 17 時 30 分まで）とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出してください。

※郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負いません。

④ 参加表明書等の提出書類及び部数

参加表明書（様式第 1 号）	1 部
委任状、入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式第 2-1, 2-2 号）	1 部
業務実績書（様式第 3-1, 3-2, 3-3 号）	1 部
業務実施体制（様式第 4 号）	1 部
会社概要（リーフレット等）	1 部
業務実績等を証する資料の写し	一式
一級建築士事務所登録を証する資料の写し	1 部

⑤ 企画提案書等の提出書類及び部数

業務実施方針（様式第 5 号）	正本 1 部、副本 11 部（注 1）
企画提案書（様式第 6-1, 6-2, 6-3 号）	正本 1 部、副本 11 部（注 2）
見積書（様式第 7 号）	1 部
業務スケジュール（任意様式）	正本 1 部、副本 11 部（注 3）

※(注 1)から(注 3)については、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 参加表明書等及び企画提案書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおり。

8. 選定及び特定

(1) 委託先候補の選定

前記 4 に定める参加資格を審査の上、別紙「公募型プロポーザル参加表明書等評価（第 1 次評価）要領」による評価結果に基づき、上位の 5 者を選定します。

なお、参加資格要件をすべて満たす応募者（以下「有資格応募者」という。）数が 5 者以下の場合は、すべての有資格応募者を委託先候補として選定します。

選定結果は、平成 29 年 1 月 23 日（月）に電子メールで各応募者に通知するとともに、選定結果の通知書を郵送にて発送します。

(2) 参考資料の貸与

委託先候補に選定された応募者には、申請により参考資料を貸与します。なお、申請方法等は委託先候補の選定結果通知とあわせてお知らせします。

① 貸与資料

現況測量図、地質調査結果、既存建物等の図面、ライフラインの埋設図のほか、
第二庁舎（危機管理センター）整備事業 基本計画策定業務報告書／平成 28 年 8 月、
第二庁舎（危機管理センター）整備事業 事業手法検討業務報告書／平成 28 年 8 月
※貸与資料については、本市の了解なく本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。

② 貸与期間

企画提案書等の提出までの期間とし、その後、速やかに担当部署に返却すること。

(3) 委託先候補の特定

市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、選定された各委託先候補によるプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを実施し、第 1 次評価結果及び「公募型プロポーザル企画提案書等評価（第 2 次評価）要領」による評価結果に基づき、委託先候補を特定します。

※詳細については、対象者に個別に通知します。

① 実施日時（予定）

平成 29 年 2 月 14 日（火）

※1 者あたりの説明（プレゼンテーション）時間は 25 分以内、ヒアリングは約 15 分程度を予定しています。

② 実施場所（予定）

西宮市役所庁舎内

③ 出席者

配置予定の管理技術者及び主任技術者を含め、6 名以内とします。

※基本設計業務及び発注者支援業務にそれぞれ配置予定の管理技術者または主任技術者が出席できない場合は、事前に理由を説明のうえ本市の了解を得てください。ただし、各業務の管理技術者または主任技術者のいずれか 1 名ずつは必ず出席してください。どちらも出席できない場合は、配置予定技術者に関する評価点は加点されません。

④ 特定結果

平成 29 年 2 月 16 日（木）に電子メールで各委託先候補に通知するとともに、特定結果の通知書を郵送にて発送します。また、後日、ホームページでも特定結果を公表します。

(4) 委託先候補の特定方法

① 審査は、特定委員会により行い、最も評価点の高い者を委託先候補として特定します。

② 最高評価点の者が複数の場合は、特定委員会の合議により決定します。

※企画提案書等評価（第 2 次評価）要領は、選定結果の通知とあわせて、各委託先候補にお知らせします。

(5) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託候補先の選定・特定の前後を問わず失格とします。

なお、③または⑤に該当する場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

9. 評価基準

委託先候補の選定及び特定にあたっての評価基準は次のとおりです。(選定(第1次評価)段階においては、①及び②の合計34点満点とします。)

なお、テーマa、テーマb及びテーマcについては市が設定し、提案を求めます。(別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」参照)

評価分類	評価項目	配点
① 地域要件 ※1	本店の所在地	4
② 業務遂行能力 ※2	応募者の実力	20
	配置技術者の経験及び能力	10
③ 企画提案内容	業務実施の取組体制	10
	業務実施の方針及び進め方	10
	テーマa, b, c	各12
④ 業務費用	見積金額	10
合計		100

※1) 共同企業体において本店(本社)の所在地が市内にある企業が複数であっても、4点とする。

※2) 共同企業体の設計業務における業務遂行能力に関しては、代表企業を評価の対象とする。

10. 契約の締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約課にて契約を締結します。

11. その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき1件のみとします。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めません。
ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書(任意様式)を企画提案書等の提出期限の

- 平成 29 年 2 月 7 日（火）17 時 30 分までに持参または郵送（必着）にて提出してください。
- (6) 配置予定の管理技術者及び主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとします。これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの本市の了解を得なければなりません。なお、契約においては、管理技術者及び主任技術者は各 1 名となりますが、基本設計業務及び発注者支援業務の各業務につき管理技術者に相当する者、主任技術者に相当する者を 1 名ずつ（計 4 名）配置する必要があります。また、管理技術者に相当する者同士の兼任、主任技術者に相当する者同士の兼任、管理技術者に相当する者と主任技術者に相当する者の兼任は、いずれも認めません。
- (7) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- (8) 本業務の受託者（協力企業及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む）は、第二庁舎（危機管理センター）整備事業の実施設計業務・建設工事の事業者選定において、応募企業、共同で応募する企業体の構成員（いずれも協力企業を含む）として参加することや同実施設計業務・建設工事を請け負うことはできません。
- (9) 本業務のうち基本設計業務に従事した企業とは、第二庁舎（危機管理センター）整備事業の実施設計業務・建設工事の契約締結時に、別途、同事業に係る実施設計監修業務及び工事監理業務を随意契約する予定です。ただし、当該業務に関する予算が市議会での議決を経ることが契約締結の条件となります。
- (10) 契約締結の相手方については、法人の概要、選定・特定経過等を本市のホームページにおいて公表します。なお、同者から提出された企画提案書についてもあわせて公表する場合があります。
- (11) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用します。
- 業務委託契約書の書式は本市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp>）の「事業者向け情報＞入札・契約＞規則・要綱等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書＞業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認しておいてください（共同企業体の場合は特記事項を追記）。なお、業務委託契約書第 6 条及び第 7 条中「業務主任技術者」、「業務責任者」とあるのは「主任技術者」、「管理技術者」と読み替えるものとします。

1 2. 問い合わせ及び書類の提出先

西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課（担当：松浦、徳岡）

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3（本庁舎 4 階）

Tel;0798-35-3478、Fax;0798-23-3084

E-mail;saihaichi@nishi.or.jp

以 上